

栃木市立三鴨小学校いじめ防止基本方針

令和4年3月改定

1 いじめのない学校づくりに向けて

すべての教職員が、「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」ということや「いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こりうる」ということを強く認識し、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

(1) いじめの未然防止に向けて

- 児童一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「学業指導」の充実に取り組みます。
- 児童一人一人に対して、いじめの問題を自分の問題として強く認識させ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に醸成します。
- 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。

(2) いじめの早期発見に向けて

- いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員一人一人が強く認識します。
- 児童の声に耳を傾け、児童の行動を注視し、児童の些細な変化を見逃さないようにします。
- 日頃から児童との信頼関係を深め、児童がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- 児童、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にします。

(3) いじめの解消に向けて

- いじめられている児童や保護者の立場に立った対応を常に行います。
- いじめられている児童を徹底的に守り通します。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせることのみで安易に解消したと思ひ込むことなく、組織的かつ継続的に対応を図ります。
- いじめている児童については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかりと指導します。
- 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解消に向け取り組めるよう努めます。
- いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- 解消した後も、いじめられた児童、いじめた児童の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努めます。

(4) 本方針の見直しについて

- 本方針については、いじめへの取組がより実効性のあるものになるよう、教職員、保護者、児童等による点検に基づき、必要に応じて見直しを行うなど、改善を図ります。

2 いじめ防止等の対策のための組織について

いじめ対策委員会(未然防止・早期発見対策に係わる委員会、いじめ認知時の対応に係わる委員会)を組織し、校務分掌に位置づけ、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、解消に向け組織的に対応します。

また、本委員会において、いじめの問題への取組が計画的に進んでいるかどうかのチェック等を行い、学校いじめ防止基本方針を始めとした学校の取組が実効あるものとなるよう改善を図ります。

(1) いじめ対策委員会(未然防止・早期発見対策に係わる委員会)

① 委員

校長、教頭、教務主任、児童指導主任、養護教諭、教育相談担当、人権教育担当、SC

② 取組

ア 未然防止対策

- ・ いじめの未然防止に向けての全体指導計画の立案
- ・ 全体指導計画の進捗状況の把握と改善
- ・ いじめに関する意識調査、集団を把握するための調査(Q-Uテスト)の実施と結果分析の共有
- ・ 校内研修会の企画、立案
- ・ 要配慮児童への支援方針決定

イ 早期発見対策

- ・ いじめ相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
- ・ いじめの状況を把握するためのアンケートの実施と結果の分析共有
- ・ 情報交換による児童の状況の共有

(2) いじめ対策委員会(いじめ認知時の対応に係わる委員会)

① 委員

校長、教頭、教務主任、児童指導主任、養護教諭、教育相談担当、人権教育担当、当該学年担任、その他関係の深い教職員、SC

② 取組

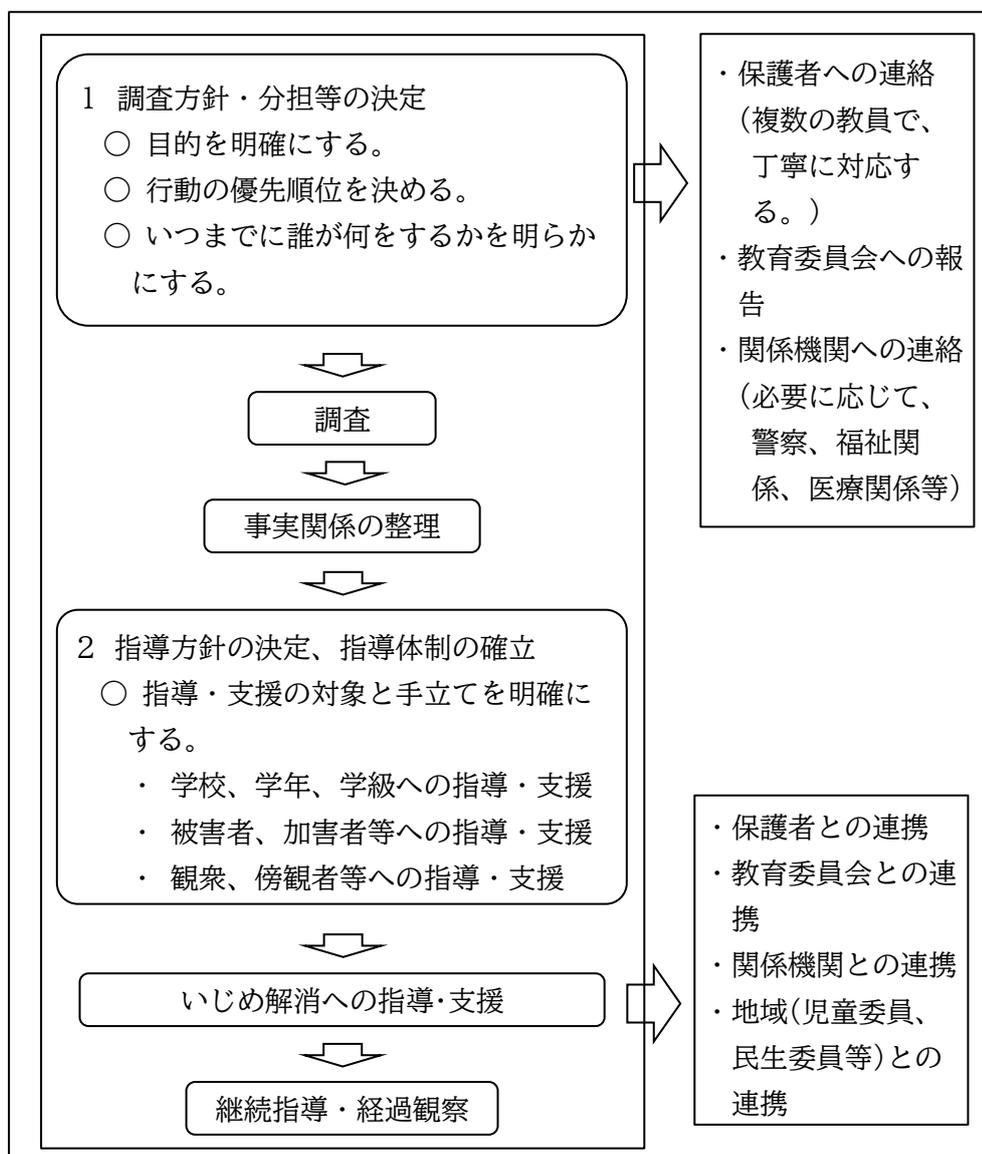
ア 事実関係の把握

- ・ アンケート調査、児童、保護者、地域からの情報及び教職員による発見等から

いじめの可能性を広く把握し、共有する。

- ・ 関係のある児童への事実関係の聴取や緊急アンケートの実施等により組織的調査を迅速に行う。

イ 対応の流れ



(3) 児童指導委員会

① 委員

全職員

② 取組

- 月1回、職員会議後に各学級の配慮児童について現状や指導の方針を共通理解する。
- 教職員の共通理解と意識啓発を行う。

3 具体的対応

いじめの問題に対して、すべての教職員が自らの問題として切実に受け止め、毎日の教育活動を行うとともに、いじめの解消に向け、組織的に対応します。

(1) いじめの未然防止対策

① 教職員のいじめに対する意識の高揚及び指導力の向上

- いじめに関する全教職員対象の校内研修会を年1回以上実施する。
- いじめに関するチェックリスト(教職員用)を用いた自己診断を実施する。

② 校内体制のチェック及びチェックに基づいた改善

- いじめに関する校内体制のチェックを年1回以上実施し、速やかにチェックに基づいた改善を図る。

③ いじめのない学校づくりに向けた指導の充実

- 道徳教育、特別活動、人権教育など様々な教育活動の指導計画の中にいじめのない学校づくりに向けた指導を位置づけて、組織的かつ計画的な指導に努める。

ア わかる授業づくり(学業指導の充実)

- ・ 「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」をめざし、学びに向かう集団作りに努める。
- ・ 「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」をめざし、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。(学力に対する自信のなさや不安、消極的な態度、冷やかしからかいの排除)
- ・ すべての教員が授業を公開し、互いに授業を参観し合う。(研究授業等)

イ 道徳教育の充実

- ・ 「とちぎの子どもたちへの教え」を活用し、人として、してはならないこと、すべきことを教え、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する。
- ・ 道徳の時間から未然防止へのアプローチを意図的・計画的に行う。(思いやり・親切、人間愛、信頼・友情、生命の尊重、公德心、正義・公正・公平)
- ・ 学級活動や朝の会等を活用して、「いじめはいけない」ということを定期的に指導する。(4・9・1月)

ウ 特別活動の充実

- ・ 学級や児童会の取組としてあいさつ運動を推進する。(朝のあいさつ運動)
- ・ 望ましい人間関係づくりに関する学級活動を実践する。(各学級)
- ・ 異学年集団によるふれあい活動を充実させる。(全校集会・ふれあいグループでの交流・清掃活動・委員会活動・クラブ活動・登校班など)

エ 人権が守られた学校づくりの推進

- ・ 児童一人一人が、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通して指導する。

- ・ 人権週間を実施し、偏見や差別を許さない意識を高める。(人権に関する標語、人権集会、人権に関する授業、ビデオ視聴など)
- ・ 教師の不適切な言動、差別的な態度や言動により、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないように注意するとともに、教職員一人一人が人権感覚を磨く。
- ・ いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気作りを心がけるとともに、自分たちでいじめの問題を解消できる力を育成する。

オ 一人一人を大切に作る学級経営

- ・ Q-Uテストを年2回(5・10月)実施し、結果を生かして改善に向けた指導をする。
- ・ 帰りの会等にお互いのよさを認め合える機会をもつ。
- ・ ロング昼休み等での共遊を推奨する。(毎週水曜日)

④ 保護者・地域との連携 「学校・家庭・地域が一丸となって子供の命を守る」

- いじめに関する学校の取組をPTA総会、学年懇談会、学校だより等で保護者へ発信する。
- 地域の教育力(とちぎ未来アシストネット)を活用した体験活動を充実する。

⑤ ネットいじめへの対応

- インターネットや携帯電話、スマートフォン等の危険性を周知し、「携帯電話は持たせない」指導を行い、保護者の協力を得る。
- 道徳や学級活動を活用し、児童一人一人に対して、情報機器のもつ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。
- 家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に使用できるよう啓発に努める。

(2) 早期発見に関する対応

早期発見の基本 … 児童のささいな変化に気づくこと
 気づいた情報を確実に共有すること
 (情報に基づき)速やかに対応すること

① 情報の収集と記録

- 以下のような場面や方法によって情報の収集を図り、記録する。
 - ・ 日常的な児童の観察による気づき(朝、授業中、休み時間、下校時 等)
 - ・ 地域、保護者、児童からの相談・訴え(いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。)
 - ・ アンケートの実施(定期的ないじめ調査は5・10・2月、教育相談アンケートは6・11月)
 - ・ 教育相談の充実 … 教育相談週間(6・11月)一人一人の悩みに応じ、早期発

見に努める。

- ・ 児童と過ごす時間の確保(何気ない会話の中からいじめの兆候をつかむ。)
- ・ 関係機関との情報交換(学童保育所等)
- ・ 養護教諭からの情報提供
- ・ 共有サーバーにある「★児童指導の記録」フォルダ内の個人ファイルに記録

② 情報の共有

- おかしいと感じた児童がいる場合には速やかに気づいたことを教職員で共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- 以下のような場面や方法によっていじめの早期発見を図る。
 - ・ 職員室での情報交換
 - ・ 朝の打ち合わせ、児童指導委員会での情報交換
 - ・ 進級時の引継ぎ

(3) 解消に向けた対応

① いじめ対策委員会(いじめ認知時の対応に係わる委員会)による調査

- いじめ対策委員会(いじめ認知時の対応に係わる委員会)が中心となり、関係のある児童への聴取や緊急アンケート実施により、事実関係について迅速かつ的確に調査する。その際、必要に応じて、教育委員会から派遣を受けるなどにより、外部専門家とも連携をとる。

② 保護者への報告

- いじめを受けた児童の保護者及びいじめを行った児童の保護者に対して、速やかに事実を報告し、いじめの事案に係わる情報を共有する。
- 双方の保護者に対して、いじめの解消のための協力を依頼する。

③ いじめられている児童及び保護者への支援

- いじめられた児童や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
- いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。
- いじめを解消する方法については、いじめられた児童及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する。

④ いじめた児童への指導及び保護者への助言

- いじめた児童に対しては、毅然とした態度で指導し、「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。
- いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導する。
- いじめた児童が十分反省し行動を改めることができるように、学校と保護者が協力して指導に当たる。

⑤ いじめが起きた集団(観衆・傍観者)への働きかけ

- いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。
 - はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
 - いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせるよう勇気を持つように伝える。
- ⑥ ネットいじめへの対応
- ネットいじめを発見した(情報を受けた)場合には、いじめ対策委員会で情報を共有するとともに、教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
 - 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ⑦ 警察との連携
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は、所轄の警察署と連携して対処する。

(4) 重大事態への対応

- 学校がいじめ防止対策推進法第 28 条により、当該事案が重大事態と判断した場合は、教育委員会に報告し、その後の対応について指示を受ける。
- 学校が調査の主体となった場合はいじめ対策委員会(いじめ認知時の対応に係わる委員会)において、以下のような対応を行う。
 - ア 被害児童・保護者等に対し、調査方針の説明等を行う。
 - イ 調査を実施する。被害児童・保護者等に対しては、調査の進捗等の経過報告を行う。
 - ウ 被害児童・保護者等に対し、調査に係る情報提供及び調査結果の説明を行う。
 - エ 教育委員会に調査結果を報告する。
 - オ 加害児童及び保護者に対し、調査結果を報告する。その際、その方針について被害児童・保護者等に予め確認する。
- いじめ対策委員会(未然防止・早期発見対策に係わる委員会)を中心として、速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織をあげて着実に実践する。

【いじめ防止に関する年間計画】

月	内 容
4	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回いじめ対策委員会 ・学級でのいじめのないクラスにするための指導 ・保護者への「学校いじめ防止基本方針」の周知(P T A総会) <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;"> 「栃木市立三鴨小学校いじめ防止基本方針」のホームページ掲載 </div>
5	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査① ・Q-Uテスト①
6	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止に関するチェック(全職員)① ・親子インターネット講習会 ・教育相談週間(アンケート)① ・いじめに関する校内研修会
7	
8	
9	<ul style="list-style-type: none"> ・児童会によるいじめゼロ宣言 ・学級でのいじめのないクラスにするための指導
10	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査② ・Q-Uテスト②
11	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止に関するチェック(全職員)② ・教育相談週間(アンケート)② ・人権週間
12	
1	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回いじめ対策委員会 ・学級でのいじめのないクラスにするための指導
2	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査③
3	